

役員に対する報酬等の支給の基準の変更について

役員に対する報酬等の支給の基準を下記のとおり変更する。

記

第1条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の160」を「、6月に支給する場合には、100分の160、12月に支給する場合には、100分の165」に改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合には、100分の160、12月に支給する場合には、100分の165」とあるのは、「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。